

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十七年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人重宝

三 代表者の氏名

松山 太輔

四 主たる事務所の所在地

奈良市杉ヶ町四三番三一六〇二一

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県の高齢者、障害者、生活困窮者、遺族その他支援を必要とする一般市民に対して、葬儀・埋葬、相続、遺品整理の相談・支援を行うことにより高齢者、障害者、生活困窮者、遺族等の福祉の向上に寄与するとともにその他の市民に対しても、葬儀、埋葬及び相続、遺品整理に関する啓発や情報の提供と相談に対応することにより、社会教育の推進や消費者の保護を図ることを目的とする。また、この法人は、奈良県の高齢者、障害者、その他支援を必要とする一般市民に対して、高齢者、障害者、生活困窮者等のための生活支援に関する事業を行い地域福祉の増進に寄与することを目的とする。